大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和2年7月21日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課に おいて縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和2年7月21日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地東京インテリア家具岐阜瑞穂店 瑞穂市野田新田字新堀東4070番地 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社東京インテリア家具 代表取締役 利根川 隆弘 山梨県甲府市国母七丁目13番21号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏 名

変更前	変更後
株式会社東京インテリア家具	株式会社東京インテリア家具
代表取締役 利根川 弘衛	代表取締役 利根川 隆弘
山梨県甲府市国母七丁目13番21号	山梨県甲府市国母七丁目13番21号

4 届出年月日令和2年7月10日